

不利益処分基準（公表用）

所管部（局）・課（室）健康福祉本部 長寿社会課

法令名	介護保険法施行令	法令の番号	平成 10 年政令第 4 1 2 号				
不利益処分の種類	指定調査機関の指定の取消し等	根拠条項	第 3 7 条の 1 0				
処 分 基 準	<p>(1) 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 4 1 2 号）第 3 7 条の 1 0 各号</p> <p>(2) 佐賀県指定調査機関及び指定情報公表センター指定事務要項</p>						
対応 区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	長寿社会課	交付 機関	長寿社会課	目次 NO	